

を次のように指定した。

令和3年10月15日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	108.24	氷見市窪 668番 1	氷見市窪 672番 1	令和3年 8月10日
2	6.00	61.48	滑川市下梅沢 179 番 2	滑川市下梅沢 575 番	令和3年 8月24日
3	6.00	68.04	滑川市下梅沢 744 番	滑川市下梅沢 197 番 1	令和3年 8月24日
4	6.00	89.22	下新川郡入善町上 野 598番 1	下新川郡入善町上 野 598番 1	令和3年 9月9日
5	6.00	50.04	滑川市下島90番 1	滑川市下島90番 1	令和3年 9月15日
6	6.00	49.97	滑川市下島87番 4	滑川市下島87番 4	令和3年 9月15日

富山県告示第419号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月15日

富山県知事 新 田 八 朗

横枕地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号

魚津市		横枕		851番	標柱1号
		〃		826番1	標柱2号
		〃		821番7	標柱3号
		〃		821番3	標柱4号
		道坂		18番	標柱5号
		石垣		294番	標柱6号
		〃		300番	標柱7号

(砂防課)

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年10月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

家電住まいる館YAMADA富山金泉寺店 富山市金泉寺70番2

2 店舗を設置する者 株式会社ヤマダホールディングス

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヤマダ電機テックランド富山8号バイパス店

(変更後) 家電住まいる館YAMADA富山金泉寺店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

(変更後) 株式会社ヤマダホールディングス

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

(変更後) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 小林 辰夫

4 変更の日 令和2年10月1日

5 変更の理由

3 変更事項 (1) 店舗名称が決まったため

(2) 商号を変更したため

(3) 新たに店舗運営会社を設立したため

6 届出の日 令和3年9月27日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和3年10月15日から令和4年2月15日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由